

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	千葉県立農業大学校
設置者名	千葉県

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数	省令で定める基準単位数	配置困難
農業専門課程	農学科(植物系)	夜・通信	64	7	
	農学科(動物系)	夜・通信	60	7	
	研究科	夜・通信	45	7	
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://www.pref.chiba.lg.jp/noudai/contents/nougakka.html https://www.pref.chiba.lg.jp/noudai/contents/kenkyuuka.html
--

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	千葉県立農業大学校
設置者名	千葉県

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	外部評価委員会
役割	学校教育法第42条及び学校教育法施行規則第66条に規定される大学校の自己評価委員会が自ら行う自己評価の結果を踏まえ、教育・研修活動、学校運営の検討を行う。また、外部評価を含めた学校評価結果の活用により、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に資する。校長は、学校関係者評価の結果を受け、改善策の検討を行い、次年度の授業計画、進路指導、学生募集等に反映し、教育活動及び学校運営等の改善に努める。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
千葉県立農業大学校 後援会長	R8.4.1～ R9.3.31	保護者
千葉県立農業大学校 同窓会長	R8.4.1～ R9.3.31	卒業生
千葉県指導農業士会 山武支部長	R8.4.1～ R9.3.31	千葉県指導農業士、農家派遣実習 受入
千葉県高等学校教育研究会 農業部会長	R8.4.1～ R9.3.31	県内農業高校代表
一般社団法人 千葉県農業会議事務局長	R8.4.1～ R9.3.31	学識経験者
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	千葉県立農業大学校
設置者名	千葉県

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。																		
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)																		
<p>年間授業計画書とシラバスを前年度2月までに作成、授業開始前ガイダンス及び大学校HPにおいて学生へ内容を周知している。</p> <p>シラバスには、授業の進め方、到達目標、成績評価の方法を明記し、千葉県立農業大学校校則及び履修規程に基づき適正に成績評価を行っている。</p>																		
授業計画書の公表方法	https://www.pref.chiba.lg.jp/noudai/contents/nougakka.html 農学科 https://www.pref.chiba.lg.jp/noudai/contents/kenkyuuka.html 研究科																	
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。																		
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)																		
<p>授業科目の単位については、履修科目の授業時間数の5分の4以上の出席要件を満たしている者に対して、筆記試験、論文、レポート、学習態度等により総合的に認定する。</p> <p>授業科目の成績の評価は、次の方法で行う。</p> <p>(1) 成績の評価は、100点法をもって行う。</p> <p>(2) 成績の評価が50点から100点までの場合単位を認定し、50点未満の場合を不認定とする。</p> <p>(3) 成績証明書及び学籍簿の記載は、次の表の標語をもって表示する。</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">判定</th> <th colspan="3">認定</th> <th>不認定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">評価</td> <td>点数</td> <td>100点 ～80点</td> <td>79点 ～65点</td> <td>64点 ～50点</td> <td>49点 ～0点</td> </tr> <tr> <td>標語</td> <td>優</td> <td>良</td> <td>可</td> <td>不可</td> </tr> </tbody> </table>		判定		認定			不認定	評価	点数	100点 ～80点	79点 ～65点	64点 ～50点	49点 ～0点	標語	優	良	可	不可
判定		認定			不認定													
評価	点数	100点 ～80点	79点 ～65点	64点 ～50点	49点 ～0点													
	標語	優	良	可	不可													

<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p> <p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>学業成績の評定平均値は、千葉県立農業大学校独立行政法人日本学生支援機構奨学生推薦選考事務要領に従い、次の計算式により算出する。</p> <p>(優×4+良×3+可×2)÷(優の科目数+良の科目数+可の科目数)</p>																																					
客観的な指標の算出方法の公表方法	校則等が記載された「学校便覧」を請求に応じて適宜配付する。																																				
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>農学科及び研究科の修業年限を2年とし、修業年限以上在学し、所定の課程を修了した学生に対し、卒業を認定する。</p> <p>卒業の認定をした学生に対し、卒業証書を授与する。</p> <p style="text-align: center;">農業専門課程 農学科の卒業に必要な単位数及び授業時数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">授業科目の種類</th> <th style="width: 30%;">単位数</th> <th style="width: 30%;">授業時数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教養科目</td> <td>20単位以上</td> <td>330時間以上</td> </tr> <tr> <td>専門教育科目(共通必修科目、共通選択科目及び専門選択科目)</td> <td>73単位以上</td> <td>1,500時間以上</td> </tr> <tr> <td>専攻実習</td> <td>15単位</td> <td>450時間</td> </tr> <tr> <td>卒業論文</td> <td>4単位</td> <td>120時間</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>112単位以上</td> <td>2,400時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※千葉県立農業大学校管理規則</p> <p style="text-align: center;">農業専門課程 研究科の卒業に必要な単位数及び授業時数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">授業科目の種類</th> <th style="width: 30%;">単位数</th> <th style="width: 30%;">授業時数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教養科目</td> <td>4単位</td> <td>60時間</td> </tr> <tr> <td>専門教育科目(必修科目及び選択科目)</td> <td>75単位以上</td> <td>1,710時間以上</td> </tr> <tr> <td>専攻実習</td> <td>22単位</td> <td>660時間</td> </tr> <tr> <td>研究成果</td> <td>4単位</td> <td>120時間</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>105単位以上</td> <td>2,550時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※千葉県立農業大学校管理規則</p>		授業科目の種類	単位数	授業時数	教養科目	20単位以上	330時間以上	専門教育科目(共通必修科目、共通選択科目及び専門選択科目)	73単位以上	1,500時間以上	専攻実習	15単位	450時間	卒業論文	4単位	120時間	合計	112単位以上	2,400時間以上	授業科目の種類	単位数	授業時数	教養科目	4単位	60時間	専門教育科目(必修科目及び選択科目)	75単位以上	1,710時間以上	専攻実習	22単位	660時間	研究成果	4単位	120時間	合計	105単位以上	2,550時間以上
授業科目の種類	単位数	授業時数																																			
教養科目	20単位以上	330時間以上																																			
専門教育科目(共通必修科目、共通選択科目及び専門選択科目)	73単位以上	1,500時間以上																																			
専攻実習	15単位	450時間																																			
卒業論文	4単位	120時間																																			
合計	112単位以上	2,400時間以上																																			
授業科目の種類	単位数	授業時数																																			
教養科目	4単位	60時間																																			
専門教育科目(必修科目及び選択科目)	75単位以上	1,710時間以上																																			
専攻実習	22単位	660時間																																			
研究成果	4単位	120時間																																			
合計	105単位以上	2,550時間以上																																			
卒業の認定に関する方針の公表方法	校則等が記載された「学校便覧」を請求に応じて適宜配付する。																																				

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	千葉県立農業大学校
設置者名	千葉県

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
農業		専門課程	農学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	112	101	5	50	1	
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
160人		84人	人	18人	46人	64人	

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
農業		専門課程	研究科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	105	55	14	50		
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
40人		26人	人	5人	22人	27人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要）【様式第2号の3より再掲】
<p>年間授業計画書とシラバスを前年度2月までに作成、授業開始前ガイダンス及び大学校HPにおいて学生へ内容を周知している。</p> <p>シラバスには、授業の進め方、到達目標、成績評価の方法を明記し、千葉県立農業大学校校則及び履修規程に基づき適正に成績評価を行っている。</p>

成績評価の基準・方法

(概要) 【様式第2号の3より再掲】

授業科目の単位については、履修科目の授業時間数の5分の4以上の出席要件を満たしている者に対して、筆記試験、論文、レポート、学習態度等により総合的に認定する。

授業科目の成績の評価は、次の方法で行う。

- (1) 成績の評価は、100点法をもって行う。
- (2) 成績の評価が50点から100点までの場合単位を認定し、50点未満の場合を不認定とする。
- (3) 成績証明書及び学籍簿の記載は、次の表の標語をもって表示する。

判定		認定			不認定
評価	点数	100点 ～80点	79点 ～65点	64点 ～50点	49点 ～0点
	標語	優	良	可	不可

卒業・進級の認定基準

(概要) 【様式第2号の3より再掲】

農学科及び研究科の修業年限を2年とし、修業年限以上在学し、所定の課程を修了した学生に対し、卒業を認定する。

卒業の認定をした学生に対し、卒業証書を授与する。

農業専門課程 農学科の卒業に必要な単位数及び授業時数

授業科目の種類	単位数	授業時数
教養科目	20単位以上	330時間以上
専門教育科目（共通必修科目、共通選択科目及び専門選択科目）	73単位以上	1,500時間以上
専攻実習	15単位	450時間
卒業論文	4単位	120時間
合計	112単位以上	2,400時間以上

※千葉県立農業大学校管理規則

農業専門課程 研究科の卒業に必要な単位数及び授業時数

授業科目の種類	単位数	授業時数
教養科目	4単位	60時間
専門教育科目（必修科目及び選択科目）	75単位以上	1,710時間以上
専攻実習	22単位	660時間
研究成果	4単位	120時間
合計	105単位以上	2,550時間以上

※千葉県立農業大学校管理規則

学修支援等 (概要)
学年担任、専攻教室担当職員、養護担当職員等による個人面談等の実施により学習、生活、進路等幅広く相談に応じている。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
59人 (100%)	12人 (20.3%)	43人 (72.9%)	4人 (6.8%)
(主な就職、業界等) 自家就農、農業法人等への雇用就農、公務員、農業関連企業（農業機械・施設・卸売）、農業関係団体など			
(就職指導内容) (1) 就農に向けた支援 自家就農の学生には、就農計画作成を指導し、普及指導員等と新規就農に向けたミーティングを行っている。近年増加傾向にある雇用就農の希望者については、関係機関と連携して農業法人とのマッチング支援を行っている。また、農業法人の業務内容や職業適性を把握できるようインターシップを実施している。 (2) 農業関連企業・団体等への就職支援 1年次の「キャリアサポート実習」で農業法人及び農業関連企業の見学を実施し職業理解を促している。また「キャリア基礎講座」では、キャリアカウンセラーによる自己分析、履歴書作成や面接実技指導を実施している。校内会社説明会を開催し、早期に就職活動を開始できるよう支援している。			
(主な学修成果（資格・検定等）) 大型特殊自動車（農耕車限定）、農業機械士、小型車輛系建設機械、フォークリフト、日本農業技術検定、食品衛生責任者、危険物取扱者、毒物劇物取扱者、家畜商			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
107人	3人	2.8%
(中途退学の主な理由) 就職、体調不良		
(中退防止・中退者支援のための取組) 随時、クラス担任や学生指導教官との面談による意向確認やアドバイスを行い、適宜、保護者との面談により中退防止を図り、就業希望者には求人情報の提供や企業との連絡調整等を実施している。		

②学校単位の情報

a) 「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
農学科	5,650 円	118,800 円	310,347 円	その他：諸経費
研究科	5,650 円	118,800 円	327,449 円	その他：諸経費
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己点検評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.pref.chiba.lg.jp/noudai/gakkouhyouka.html		
第三者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
<p>大学校関係者等から幅広い評価を受けるため、外部評価委員会を置く。</p> <p>学校教育法第42条及び学校教育法施行規則第66条に規定される大学校の自己評価委員会が自ら行う自己評価の結果を踏まえ、教育・研修活動、学校運営の検討を行う。</p> <p>主な評価項目は、教育理念・目標、学校運営、教育活動、学修成果、学生支援等である。評価委員は5名とし、保護者、卒業生、県内農業高校、千葉県指導農業士、学識経験者の区分からそれぞれ1名ずつ選出し、校長が依頼する。</p> <p>校長は、学校関係者評価の結果を受け、改善策の検討を行い、次年度の授業計画、進路指導、学生募集等に反映し、教育活動及び学校運営等の改善に努める。</p>		
第三者評価の委員		
所属	任期	種別
千葉県立農業大学校 後援会	R8.4.1～ R9.3.31	保護者
千葉県立農業大学校 同窓会	R8.4.1～ R9.3.31	卒業生
千葉県指導農業士会 山武支部	R8.4.1～ R9.3.31	千葉県指導農業士
千葉県高等学校教育研究会 農業部会	R8.4.1～ R9.3.31	県内農業高校代表
一般社団法人 千葉県農業会議	R8.4.1～ R9.3.31	学識経験者
第三者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.pref.chiba.lg.jp/noudai/gakkouhyouka.html		
(備考)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.pref.chiba.lg.jp/noudai/
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H112210000076
学校名 (〇〇大学 等)	千葉県立農業大学校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	千葉県

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生（内数） ※家計急変による者を除く。		22人（16）人	22人（17）人	24人（18）人
内 訳	第Ⅰ区分	5人	5人	/
	（うち多子世帯）	（1人）	（1人）	
	第Ⅱ区分	2人	2人	
	（うち多子世帯）	（1人）	（1人）	
	第Ⅲ区分	1人	0人	
	（うち多子世帯）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	4人	2人	
	区分外（多子世帯）	10人	13人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				24人（18）人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等 短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当	人	0人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	人	0人	0人
計	人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
年間	人	前半期	後半期	0人
				0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
		年間	前半期
GPA等が下位4分の1	人	1人	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
		年間	前半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	人	1人	5人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	人	0人	0人
計	人	1人	5人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。